

## 1.指定ごみ袋制度の導入（令和9年4月～）

### 指定ごみ袋制度とは

ごみを排出する際に、**市が指定するごみ袋**を市民の皆様にご使用いただく制度です。ごみ排出量の削減と資源物への分別を促し、ごみ減量化・資源化を推進するものです。

#### ごみの有料化について

自治体のごみ処理の手数料を徴収する「**ごみの有料化**」は広域ごみ処理施設が供用開始する令和14年度に向けて検討を進めていきます。

### 指定ごみ袋制度導入の目的

#### 燃えるごみの減量化

燃えるごみの排出時に使用できる袋を限定することでごみの減量化を図ります。

#### 資源物の分別促進

燃えるごみに混入している資源物の分別を促します。

#### ごみ収集の効率化

統一された規格、判別し易い袋を導入することで、取り忘れ防止など、収集作業の効率化を図ります。

#### 市外ごみの混入防止

市の指定ごみ袋と明確にすることで、市外ごみの持ち込みを防止します。

1

### 指定ごみ袋制度の概要

- 対象品目 家庭の「**燃えるごみ**」のみ  
※その他のごみ・資源物は対象外
- 開始時期 **令和9年4月1日**
- 指定袋の規格・価格

| 規格      | 希望販売価格(見込み) |
|---------|-------------|
| 20ℓ袋(小) | 10枚 約150円   |
| 45ℓ袋(大) | 10枚 約200円   |

※販売単位は、1冊(10枚入り)となります。  
※販売価格は希望価格となります。



※指定ごみ袋イメージ

スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストアなど

### 指定ごみ袋の販売

日用品雑貨を販売している店舗から、指定ごみ袋の取扱店舗を募集し、指定ごみ袋の登録販売店とします。

市民の皆様は、登録販売店から指定ごみ袋を購入いただき、燃えるごみの排出時にご使用ください。

2

## 2.分別収集の見直し（令和8年4月～）

### 燃えるごみの収集

全地区の収集回数の統一

全地区で**週2回**収集に見直します。

※1日の収集地区を世帯数を考慮し隣接地区にまとめます。

### カン類・ビン類の収集

| 月  | 1週 | 2週 | 3週 | 4週 | 5週 |
|----|----|----|----|----|----|
| 当月 | カン | ビン | カン | ビン | カン |
| 翌月 | ビン | カン | ビン | カン | —  |



| 月  | 1週 | 2週 | 3週 | 4週 | 5週 |
|----|----|----|----|----|----|
| 当月 | カン | ビン | カン | ビン | —  |
| 翌月 | カン | ビン | カン | ビン | —  |

5週目の収集を取り止め、カン類・ビン類は**月2回**収集に見直します。

3

### ペットボトルの収集

拠点回収の廃止(一部)

新たな資源物の収集を実施するため  
ペットボトルの拠点回収は一部を除き  
廃止します。

| 地区  | 拠点回収を継続する設置場所 |
|-----|---------------|
| 巖   | 公正屋(コモアしおつ店)  |
| 島田  | いちやまマート       |
| 上野原 | 市役所・ふじみ・オギノ   |
| 秋山  | 秋山支所          |

ペットボトルの収集は、令和7年度から集積所収集を実施しています。  
集積所へのごみ出しのご協力をお願いします。

4

## プラスチック製容器包装の収集

### プラスチック製容器包装とは

「容器」とは商品を入れるもの(袋を含む)、「包装」とは商品を包むもので、「**プラスチック製容器包装**」とは、その中身(商品)を出したり、使い切った後不要となるプラスチック製の容器や包装のこと。

### 主なプラスチック製容器包装



### ポイント！

プラスチック製容器包装には、**識別マーク**がつけられています。



識別マーク

5

### プラスチック製容器包装の出し方

- ・識別マークのついているものが対象です。
- ・ボトル等中身のあるものは中身を使い切り、キャップを外し中を洗う。  
※汚れのひどいものは燃えるごみへ。
- ・油や食べかすなどを取り除き、水ですすいできれいにする。
- ・シールなどの異物は取り除く。
- ・透明・半透明のごみ袋にまとめる。

拠点回収BOXへ

| 地区名 | 拠点回収ボックス設置場所       |
|-----|--------------------|
| 大目  | 大目出張所・犬目公民館        |
| 甲東  | 甲東出張所              |
| 大鶴  | 大鶴出張所・吾妻神社         |
| 巖   | 巖出張所・JAクレイン巖支店     |
| 島田  | JAクレイン島田支店・上新田防災倉庫 |
| 上野原 | 市役所・総合福祉センターふじみ    |
| 桐原  | JAクレイン桐原支店         |
| 西原  | 西原出張所              |
| 秋山  | 秋山支所・給食センター・旧桜井小学校 |

6

## 粗大ごみの収集

粗大ごみについては、クリーンセンターへの直接持込みと事前予約制の収集の2つの方法があります。

今回は**予約収集**の見直しを行います。

### 粗大ごみの予約収集の見直し

| 変更前  |                                       | 見直し後 |                              |
|------|---------------------------------------|------|------------------------------|
| 収集日  | 月4回<br>第1, 3水曜日(4地区)<br>第2, 4水曜日(5地区) | 収集日  | 週2回<br>毎週火・木曜日(全地区)          |
| 受付件数 | 規定なし<br>(1日につき)                       | 受付件数 | 5件まで<br>(1日につき)              |
| 点数制限 | 規定なし<br>多量の場合は持込みの案内                  | 点数制限 | 10点まで<br>(1件につき)             |
| 料金   | 410円<br>(10kgあたり)                     | 料金   | 360円(10kgあたり)<br>収集運搬費を新たに設定 |
| 排出場所 | 原則集積所                                 | 排出場所 | 自宅前                          |

7

### 見直し後の収集予定表のイメージ (令和8年4月～)

| 4  | 日 SUNDAY | 月 MONDAY          | 火 TUESDAY         | 水 WEDNESDAY       | 木 THURSDAY        | 金 FRIDAY          | 土 SATURDAY        |                                            |
|----|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------------------|
| 29 |          | 30                | 31                | 1                 | 2                 | 3                 | 4                 | 1 大目地区、狹野                                  |
|    |          |                   |                   | 可燃6<br>可燃7<br>可燃8 | 可燃1<br>可燃2<br>可燃3 | 可燃4<br>可燃5<br>可燃9 | 可燃6<br>可燃7<br>可燃8 | 2 甲東地区(狹野を除く)、<br>大鶴地区(小倉を除く)、<br>仲山・大鶴、大向 |
| 5  |          | 6                 | 7                 | 8                 | 9                 | 10                | 11                | 3 巖(仲山・大鶴を除く)、<br>コモア地区                    |
|    |          | 可燃1<br>可燃2<br>可燃3 | 可燃4<br>可燃5<br>可燃9 | 可燃6<br>可燃7<br>可燃8 | 可燃1<br>可燃2<br>可燃3 | 可燃4<br>可燃5<br>可燃9 | 可燃6<br>可燃7<br>可燃8 | 4 島田地区(篠久保を除く)                             |
| 12 |          | 13                | 14                | 15                | 16                | 17                | 18                | 5 諏訪、塚場、<br>新町、篠久保                         |
|    |          | 可燃1<br>可燃2<br>可燃3 | 可燃4<br>可燃5<br>可燃9 | 可燃6<br>可燃7<br>可燃8 | 可燃1<br>可燃2<br>可燃3 | 可燃4<br>可燃5<br>可燃9 | 可燃6<br>可燃7<br>可燃8 | 6 本町、原、<br>新田倉(大向を除く)                      |
| 19 |          | 20                | 21                | 22                | 23                | 24                | 25                | 7 田町、羽佐間、小沢、<br>西ノ原、新井、八米、<br>山風呂、向風、小倉    |
|    |          | 可燃1<br>可燃2<br>可燃3 | 可燃4<br>可燃5<br>可燃9 | 可燃6<br>可燃7<br>可燃8 | 可燃1<br>可燃2<br>可燃3 | 可燃4<br>可燃5<br>可燃9 | 可燃6<br>可燃7<br>可燃8 | 8 桐原地区、西原地区、<br>先祖・丸畑・奈須部                  |
| 26 |          | 27                | 28                | 29                | 30                | 1                 | 2                 | 9 秋山地区                                     |
|    |          | 可燃1<br>可燃2<br>可燃3 | 可燃4<br>可燃5<br>可燃9 | 可燃6<br>可燃7<br>可燃8 | 可燃1<br>可燃2<br>可燃3 | 可燃4<br>可燃5<br>可燃9 | 可燃6<br>可燃7<br>可燃8 | 8                                          |